

## 電脳 CLUB 規約 ホスティングサービス 基本約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の構成および適用)

1. 当社は、以下のとおり構成される当社約款に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」といい、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます）を締結の上、インターネット関連サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

名称	位置付け
基本約款	利用契約の締結手続および本サービスに共通して適用される事項を規定するもの。
サービス別約款	サービスごとに提供される基本サービスおよびオプションサービスについてのみ適用される事項を規定するもの。

2. 利用契約には、本基本約款および利用者が利用するサービスに対応するサービス別約款が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。

3. 本基本約款とサービス別約款に矛盾または抵触する規定がある場合、サービス別約款の規定が優先して適用されるものとします。サービス別約款のうち基本サービス約款とオプションサービス約款に矛盾または抵触する規定がある場合、オプションサービス約款の規定が優先して適用されるものとします。

4. 利用契約の締結は、本サービスの基本サービスごとまたはオプションサービスごとに行われるものとします。

5. 当社約款のいずれかにおいて定義された用語は、特に規定しない限り、他の当社約款においても同一の意義を有するものとします。

#### 第2条 (本サービスの種類)

1. 本サービスの種類および内容は、各サービス別約款に定めるとおりとします。

#### 第3条 (通知)

1. 当社から利用者に対する通知は、利用者の指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信、書面の送付等、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 当社が前項記載の方法のうち電子メールの送信により通知を行う場合には、当該通知は、当社がその発信または送信処理を完了した日に行われたものとします。

3. 当社が利用者に対して第1項記載の方法により通知した場合において、当該通知が利用者には到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第4条 (約款の変更)

1. 当社は、本基本約款またはサービス別約款を変更することがあります。すでに締結された利用契約にも変更後の本基本約款またはサービス別約款が適用されるものとします。

2. 当社は、本基本約款またはサービス別約款を変更する場合は、変更する7日前までに利用者へ通知します。

### 第2章 利用契約の締結等

#### 第5条 (利用契約の締結)

1. 本サービスの利用申込みは、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当該申込書を当社に提出することにより行われるものとします。

2. サービスの利用開始は、前項により利用契約が成立し、別途当社が文書によって指定する「サービス開始日」をもって開始されるものとします。

#### 第6条 (利用契約の成立)

1. 利用契約は、前条第1項に定める方法による利用申込みに対し、当社所定の方法により当社が申込者に対して承諾を通知したときに成立します。ただし、次の各号に該当する場合には、当社は、利用申込みを承諾しないことがあります。

①当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合

- ②申込者の財務状況、あるいは、以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - ③申込書の内容に虚偽記載があった場合
  - ④申込者が日本国内に在住していない場合
  - ⑤申込者につき第23条第1項第2号および第3号に掲げる事由が存在する場合
  - ⑥本サービスの利用料金の決済に用いるとして申込者が指定するクレジットカードまたは預金口座が決済に適切に用いることのできるものではないと当社が判断した場合
  - ⑦申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込につき法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていない場合
  - ⑧申込者に対する本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が当社が判断した場合
  - ⑨申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
  - ⑩申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者、あるいはそれらに近い者と当社が判断した場合
  - ⑪その他、当社が申込みを承諾することが不相当であると判断した場合
2. 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

#### 第7条（品目の変更）

1. 利用者は、サービス別約款において利用者が利用する本サービスの品目の変更が可能であることが規定されている場合、当該規定に定められた日以降において、当該本サービスの品目（プランと表記することがあります）を他の品目へ変更するよう請求することができます。
2. 利用者から前項に基づく請求があった場合、当社は、第5条および第6条の規定に準じて取り扱います。
3. 品目が変更された場合、変更後の品目につき、その利用開始日から、第14条に定める最低利用期間が開始するものとします。

#### 第8条（契約事項の変更の届出）

1. 利用者は、申込書記載事項に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届け出るものとします。
2. 利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に当社所定の書類を当社に届け出るものとします。
3. 当社は、前2項の変更の届出が遅れたこと、または利用者が当該届出を怠ったことにより利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとし、当該届出が遅れたことまたは利用者が当該届出を怠ったことにより当社からの通知が不着または延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。
4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性または事業の継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用します。
  - ①個人から法人への変更
  - ②利用者である法人の分割または事業譲渡による新たな法人への承継
  - ③利用者である任意団体の代表者の変更
  - ④その他前各号に類する変更

#### 第9条（相続）

1. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとします。ただし、相続の開始から14日以内にその利用契約上の地位を単独で承継するとして相続人が当社所定の書類を届け出た場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとします。

#### 第10条（利用契約上の地位等の譲渡等）

1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、または利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受けさせることはできません。
2. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含む）について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとします。

### 第3章 利用者の責務

## 第11条（利用料金）

1. 利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金ならびに当該利用料金支払に対して課される消費税および地方消費税相当額の合計額（以下、「料金」といいます）とします。

2. 本サービスの利用料金は、以下のとおり構成されるものとします。

支払形態		内訳およびその内容	
定期払い	継続して提供される本サービスにつき、月ごとに一定の利用料金が発生する形態。	初期費用	本サービス実施の準備（設定等）の対価
		定額利用料	毎月払い (月額) 月額利用料金を毎月支払う場合。
一回払い	一回で提供が完了する本サービスにつき一回で利用料金を支払う形態。		年間一括払い (年額) 年額利用料金を年に1回支払う場合。
		スポット利用料	一回で提供が完了する本サービスの利用料金。

3. 本サービスの料金額は、別紙見積書に従うものとします。ただし、物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至ったときは、第4条第2項に従って利用者に通知することにより、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

4. 本サービスの料金の支払期限は、当社の規程する通りとします。

## 第12条（支払）

1. 支払いの期日・方法及び手段は、別途甲乙協議のうえ定めるものとします。

2. すでに支払われた利用料金は第26条及び第27条第1項の場合を除いて返却いたしません。

## 第13条（遅延損害金）

1. 利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第14条（最低利用期間）

1. 最低利用期間は、サービス別約款に定める期間とし、最低利用期間内に利用契約が解除・解約等により終了した場合は、手数料として、利用契約終了日の翌日から最低利用期間終了日までの料金相当額を、利用契約終了日から10日以内に支払うものとします。なお、サービス別約款に特に定めがない本サービスについては、最低利用期間は設けないものとします。

## 第15条（禁止事項）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- ①当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ②当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ③当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
- ⑥無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
- ⑦本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- ⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑨本サービスにおいて利用者が直接操作可能となるサーバ、ネットワーク機器等の設備（利用者が設置するものを含み、以下、「サーバ設備」といいます）、または当社のルータ機器、バックボーン設備、回線設備、電源設備その他の当社が本サービスを提供するにあたり用いる設備等（ただし、サーバ設備は除く）（以下、「電気通信設備等」といいます）に不正にアクセスする行為
- ⑩他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や他者が嫌悪感を抱く電子メール

(嫌がらせメール)等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為

- ⑪当社もしくは第三者の設備等またはサーバ設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑫第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑬当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- ⑭違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
- ⑮違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- ⑯他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
- ⑰公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- ⑱法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ⑲その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ⑳その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

#### 第4章 通信の秘密、個人情報の取り扱い

##### 第16条 (通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が第15条各項のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

#### 第5章 本サービスの提供の中止等

##### 第17条 (提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
  - ①サーバ設備または電気通信設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
  - ②電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
  - ③電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中止した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、各利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、サーバ設備または電気通信設備等を移設等することができるものとします。
4. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合に当該中止または前項に基づく移設等により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

##### 第18条 (提供の一時停止)

1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。
  - ①利用者が料金の支払いを遅滞した場合
  - ②利用者の行為(不作為を含む)により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
  - ③利用者が申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - ④第19条第1項第1号もしくは第2号または第20条第1項第1号もしくは第2号の要求を受けた利用者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

⑤その他、本基本約款またはサービス別約款に違反した場合

2. 当社は、本サービスを一時停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第19条（禁止事項に関する措置）

1. 当社は、利用者が第15条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置をいずれか単独でまたは複数組み合わせる場合があります。

- ①第15条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
- ②本サービス上に保存されたデータの全部または一部を削除するよう要求
- ③本サービスの機能の一部の利用を制限
- ④前条の規定に基づき本サービスの提供を一時停止
- ⑤第24条第1項の規定に基づき利用契約を解除

2. 当社は、前項に基づき前項第3号から第5号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第20条（他者からのクレーム）

1. 当社は、利用者の本サービスの利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合は、当該利用者に対し、前条第1項各号に定める措置または次の措置をいずれか単独でまたは複数組み合わせる場合があります。

- ①他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
- ②本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
- ③事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く

2. 当社は、前項に基づき前条第1項第3号から第5号および前項第3号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第21条（サービスの品目の変更）

1. 当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、その利用する本サービスの品目の変更を要請することがあります。利用者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

第22条（提供の廃止）

1. 当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの特定の品目を廃止することがあります。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。

## 第6章 利用契約の終了

第23条（利用契約の解除等）

1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- ①第18条第1項各号のいずれかに該当する場合
- ②差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合
- ③手形、小切手が不渡りとなった等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
- ④その他本基本約款またはサービス別約款に違反した場合

2. 利用者は、第14条に従うことを条件に、当社に対し前月20日までに通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。

3. 利用者が、法人または個人事業者で、年間一括払い契約の場合、前項に基づき利用契約を解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。それ以外の利用者については、当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。

第24条（契約期間、解約および自動更新）

1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した月の末日までとします。
2. 利用者が、契約終了日の前月20日までに（年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに）、当社所定の方法により解約の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに（年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに）当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。

## 第7章 損害賠償等

### 第25条（損害賠償）

1. 利用者またはその代理人、もしくは使用人その他利用者の関係者が、本基本約款またはサービス別約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対しその損害を賠償するものとします。

### 第26条（損害賠償の制限）

1. 当社は、利用契約に基づくサービスを提供すべき場合において、当社に責に帰すべき事由により利用が全くできない状態が生じ、かつ、そのことを、当社が認知した時点から起算して24時間以上サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態であることを当社が知った時からサービスが再び利用できることを当社が確認した時までの時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に1ヶ月分に相当するサービス費用の30分の1を乗じて算出した額を返却します。ただし、契約者は当該請求をなしえることとなった日から4週間以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。

### 第27条（免責）

1. 当社は、契約者が本件サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとします。但し、契約者が、本件サービスの利用に関して、当社の故意又は重大な過失に基づき、損害を被った場合についてはこの限りではありません。
2. 当社は、利用者が本件サービスを利用することによって利用者が提供する情報コンテンツの審査に関しての責任は、一切負いません。
3. 当社は、本件サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。
4. 当社は、契約者が本件サービスを利用によって第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でも、これらの係争の一切の責任を負わないものとします。

## 第8章 雑則

### 第28条（準拠法）

1. 本基本約款、サービス別約款および利用契約は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとします。

### 第29条（紛争の解決）

1. 利用契約について紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 利用契約に関する紛争については、当社の本店所在地における地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

## 附 則

### 第1条（適用開始）

この約款は、平成23年3月30日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成23年8月30日より適用されます。

令和3年9月13日改正